

# 相続を「争続」にしないため

## 相続が「争続」になる理由と対応策

戦前の、「長男が家を継ぐかわりに親の財産を独占する『家督相続』」の時代から、家族関係の法律が改正され、既に半世紀以上が経過しました。

兄弟姉妹が、「法定相続分どおり平等に相続する」という傾向が強くなっていることが挙げられます。長男以外の兄弟姉妹とすれば、せつかく権利があるのだから相続しないのは損だといったところでしょうか。

そして、不景気な世相が、財産争いに拍車をかけているように思われます。男兄弟にすれば、他家へ嫁いだ姉妹にも遺産を分けることに抵抗があったり、長年親の面倒を見た者や家業を継いでいる者にとっては、家を出てしまっている者と同等の権利というのでは納得できない、などなど。

そして、兄弟姉妹同士なら比較的スムーズに進む話も、それぞれの配偶者が口を挟むに及んでトラブルを増幅させていることも多く見られます。

高齢化社会の影響で亡くなる本人のみならず、残された配偶者をはじめとして相続人も高齢の者が多くなり、判断能力が低下していて遺産分割の協議が困難な場面もあります。

このように、相続をきっかけとして感情的対立が先鋭化し、修復が困難になることもあります。こうした争いを未然に防ぐ方策として効果的なのが、やはり遺言です。遺言を書くポイントとしては、単に子供に対して均等に財産を与える、といった機械的な内容ではなく、生き残る配偶者や実際に世話をしてくれた者に手厚くしておくことが大切です。

高齢化社会の影響で親が亡くなる頃には、子供はすでに50～60歳代になっており、親が援助する必要はありません。しかし、生き残る配偶者は当然高齢になっており、介護などを含めて援助する必要性が強くなります。

また、「世話になったお礼として財産を譲る」ということにしないと、相続人間の公平を欠いてしまいます。実際に世話をしてくれた者への貢献度が反映されていることが望ましいからです。例えば、世話になった長男の嫁には相続権がないため、その分その長男に多めに相続させる旨の遺言を残すことが考えられます。

慌てて生前に贈与をしてしまうと、驚くほど贈与税が課税されることがあります。そして、

生前にめぼしい財産を譲ってしまったばかりに、親が冷遇されるようになり…。やはり、死後に相続で譲るのがベストです。

このように、生前に各相続人の立場に配慮して遺言をしておくことにより、相続人の感情面と勘定面をある程度納得させられると思われます。